

## がん検診精度管理事業（がん検診結果統一集計）要綱

### （目的）

第1条 県は、市町村が実施するがん検診の有効性評価を支援するため、検査結果（一次検診及び精密検査）を把握し、その分析・評価を行い、検査の改善を指導することにより、検診の精度管理の向上を図り、がんの早期発見体制の充実・強化に資する。

### （対象）

第2条 市町村が実施する、次のがん検診における被検者とする。

- （1）胃がん検診
- （2）子宮がん検診
- （3）肺がん検診
- （4）乳がん検診
- （5）大腸がん検診

### （検査結果の把握）

第3条 市町村は、がん検診（一次検診）を実施し、その結果に基づき精密検査を要すると判定された者（以下「要精検者」という。）に対し、精密検査の受診を指導し、精密検査実施機関に「精密検査連絡票（最低必要な項目を別紙1～5に例示）」による結果の報告を求める。市町村は精密検査結果報告を把握して、記載マニュアル（別添）に基づき「調査票（別紙表1～6がん検診結果統一集計表）」を作成し、県が指定する期日までに報告する。

2 市町村は、結果が不明な要精検者については、精密検査受診結果の把握に努める。

3 県は社団法人埼玉県医師会（以下「県医師会」という。）を通じて、精密検査実施機関に対して協力を求め、結果が不明な要精検者の精密検査受診結果把握に努める。

### （検査結果の評価等）

第4条 県は、前条により把握した検査結果を集計し、「埼玉県生活習慣病検診管理指導協議会」において分析・評価し、がん検診の実施方法及び精度管理について、市町村及びがん検診実施機関に対する必要な助言・指導を行うものとする。

### （検査の改善）

第5条 検査の改善に係る技術的指導は、県医師会に委託する。

### （実施上の留意事項）

第6条 事業の関係者は、対象者の個人情報の保護に十分留意し、秘密厳守に徹するものとする。

附 則 この要綱は、平成11年度において実施したがん検診から適用する。

がん検診精度管理事業（がん検診結果統一集計）の流れ

